

平成 20 年 度
都 市 税 制 改 正 に 関 す る 要 望

平成 19 年 11 月

全 国 市 議 会 議 長 会

平成20年度都市税制改正に関する要望

平成19年11月

全国市議会議長会

平成18年度までの「三位一体の改革」では、3兆円の税源移譲がなされたものの、多くの国庫補助負担金の廃止は見送られ、国の関与が残ったまま補助負担率が引き下げられるなど、地方の自由度拡大という点で不十分であり、地方税財政改革は未完のままである。

このような中、地方分権改革推進法に基づき、本年4月に地方分権改革推進委員会の発足により第二期地方分権改革がスタートし、5月30日には、国と地方の役割分担の徹底した見直しや地方の税財政基盤の確立など、改革の議論を方向づける「基本的な考え方」が示された。

また、6月19日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」では、地方税財政改革について、「国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革」に向けて検討することとされている。

第二期地方分権改革を真に実効あるものとするためには、地方が責任をもって自立した行財政運営を行えるよう、更なる地方税財源の充実強化が不可欠であるが、現下の地方財政は、地方交付税の大幅な削減や累次の歳出削減により地域間の格差が拡大する中、未曾有の危機に直面している。

地方分権改革の進展により活力と個性のある地域社会を実現するためには、自主財源を中心とした税財政基盤を確立することが不可欠であり、地方分権の理念に沿って、地域住民から見てわかりやすい「受益」と「負担」の税財政構造にすることが極めて重要である。

よって、国におかれては、平成20年度の税制改正に当たり、地方分権時代に相応しい地方税財源の充実強化を図るため、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 国・地方を通じた税制度の抜本的な見直し

国・地方を通じた税制度の抜本的な見直しに当たっては、国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている乖離を縮小し、地方が担う事務と責任に見合うよう、まずは国と地方の税源配分を5：5とし、国税から地方税への大幅な税源移譲を行うこと。

その際、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方消費税の充実を最優先で取り組むこと。

2. 都市税源の充実強化

(1) 個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税である。

このため、均等割の引き上げ等、個人住民税の充実確保を図ること。また、個人住民税については、所得課税のあり方等に鑑み、所得の発生に応じた税負担となるよう、所得税と同様の現年課税方式とすること。

(2) 市町村における基幹税目である固定資産税については、引き続き税収の安定的確保を図ること。

特に、償却資産の評価については現行制度を堅持すること。

(3) 法人住民税は、市町村における極めて重要な都市税源であることから、均等割の税率の引き上げなどの充実強化を図ること。

(4) 事業所税は、都市環境の整備を推進するため重要な財源であることから、課税団体の範囲を拡大するとともに、税率を見直すなどの充実強化を図ること。

(5) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場周辺の地方自治体における貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

(6) 長期間にわたり据え置かれている軽自動車税等の定額課税の税率については、現下の厳しい地方財政を考慮し、引き上げを図ること。

また、市町村が納税事務を行っている原動機付自転車については、徴税効率が極めて低いため、課税方法や税率を含む課税のあり方について、実態に即した見直しを行うこと。

3. 地方道路目的財源の充実強化

道路特定財源については、受益者負担の原則に則り全額を道路整備費に充当するとともに、依然として整備率の低い地方の道路整備を促進するため、地方道路譲与税及び自動車重量譲与税等の市町村への配分割合を引き上げるなど、地方道路目的財源の充実強化を図ること。

4. 基地交付金・調整交付金の所要額確保

基地交付金及び調整交付金については、固定資産税の代替的性格及び基地所在市町村の特殊事情等を踏まえ交付されていることに鑑み、所要額を確保すること。

5. 政令指定都市等に対する税制上の特例措置の充実強化

- (1) 政令指定都市については、地方分権改革を一層推進するためにも、大都市の税制のあり方について検討し、事務配分に見合った税制上の特例措置の充実強化を図るとともに、中核市・特例市においても、事務配分の特例等、実態に応じた税制上の特例措置を設けること。
- (2) 県費負担教職員制度の見直しにおける政令指定都市等への教職員給与の移管に当たっては、所要全額を道府県からの税源移譲により措置すること。

6. 環境税の地方税としての導入

環境税を導入する場合は、環境施策における地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地方税として位置付けること。

7. 非課税等特別措置の整理縮小等

固定資産税等における非課税等特別措置の整理縮小及び国税における租税特別措置の整理合理化を推進すること。

8. 政治活動に関する個人献金の税制上の優遇措置の拡大

地方議員及びその後援団体に対して個人が拠出する寄付についての税制上の優遇措置は、現在、租税特別措置法により都道府県及び政令指定都市の議員に限定されていることから、この優遇措置の対象を拡大すること。

9. 非居住者等の受け取る地方公営企業等金融機構等が発行する振替債の利子に係る非課税制度の創設

地方公営企業等金融機構及び公営企業金融公庫の発行する債券の商品性を向上させ、保有者層の多様化を図っていくため、振替国債・振替地方債と同様に、非居住者等に対する利子非課税制度を創設すること。